進路だより

令和７年度　第３号　令和７年９月８日
石岡特別支援学校　　進路・移行支援部

１　職業相談会　７月 25 日（金）　ハローワーク石岡

高等部３年生で、卒業後すぐに企業への就労（A 型事業所を含む）を希望する生徒及び保護者を対象として、職業相談会を実施しました。ハローワークの担当者より、「ハローワークの役割について」「障害者雇用と療育手帳を持つことのメリットについて」「就職するまでの手続き、望まれる生徒像」等について話をしていただいた後に、個別相談及び求職登録を行いました。参加した生徒たちは、初めてのハローワークに緊張した様子も見られましたが、自らの進路や就労について考えることができる良い機会となりました。

【ハローワーク石岡職業相談会より】
～好まれる社会（職業）人とは～

1　人の前できちんと「あいさつ」ができる人
2　出勤時間に遅刻しない人
3　無断欠勤しない人
4　清潔感のある服装の人
5　はきはきと明るい人
6　約束を守る人
7　指示に従う人
8　仕事の勉強をする人

２　地区別福祉相談会　８月７日（木）午前　石岡市
午後　小美玉市

高等部２・３年生の生徒及び保護者を対象に、地区別福祉相談会を実施しました。石岡市、小美玉市の社会福祉課の担当者に来校していただき、「障害福祉サービス全般について」「利用までの手続の流れ」「障害者基礎年金について」等の説明をしていただいた後に、個別相談を実施しました。
※つくば市とかすみがうら市は、福祉課による個別の対応のため、今回は実施しませんでした。

卒業後の福祉事業所利用は、障害福祉サービスを利用することになるため、保護者の方が、居住している市の社会福祉課や障害福祉課で利用に向けた手続きをしていただく必要があります。

卒業後の障害福祉サービス利用までの大まかな流れ
（市によって多少の違いがある場合があります）

①福祉事業所に卒業後の利用可能の判断をしてもらう（現場実習等の様子から）
②市役所に連絡（③の予約等）
③サービスの利用申請と認定調査（市の担当者の聞き取りや調査等）を受ける
④相談支援事業所へ「サービス等利用計画案」の作成を依頼
⑤市から受給者証が交付される
⑥利用する福祉事業所と契約をする
⑦サービスの利用開始（福祉事業所の利用開始）

就労選択支援について

・令和７年 10 月から施行される新しい福祉サービスです。
・対象は、高等部卒業後に就労継続支援Ｂ型のサービス利用を希望する生徒です。
・学区内の自治体では、今年度卒業する現高等部３年生に限り、就労選択支援ではなく現行の就労アセスメントを実施する予定です。
・次年度以降（現高等部２年生以降）は、就労選択支援での就労アセスメントを行っていきます。